

平成23年  
4月から

## 短期給付掛金率の引き上げについて

短期給付事業は、組合員の方々の掛金及び地方公共団体等の負担金等を財源として運営していますが、近年、組合員数の減少や給料等の抑制により掛金・負担金収入が大きく減少していること、また、支出においては、平成20年4月に高齢者に対する医療制度が改正されたことに伴い、高齢者医療制度に係る支援金等の支出が大きく増加(支出の4割)しており、このことが収支悪化の主な原因となっております。

したがって、このままの状況で推移すれば平成23年度には剰余金が欠損すると見込まれることから当面安定した事業運営の確保のため平成23年4月から掛金率が引き上げられることになりました。

なお、平成22年12月17日に発行しました「福利ISHIKAWA」96号において、平成24年度以降の掛金率(案)もお示ししましたが、この案については引き続き検討することになりましたのでご了承願います。

組合員のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ●平成23年4月からの掛金率

(単位:千分率)

区 分		現 行	平成23年4月～	引上げ幅
一 般 組 合 員	給 料	37.0	42.0	5.00
	期 末 手 当 等	29.6	33.6	4.00
船 員 組 合 員	給 料	34.26	38.9	4.64
	期 末 手 当 等	27.41	31.12	3.71
任 意 継 続 組 合 員		74.0	84.0	10.0

\* 福祉事業に係る掛金率(給料:1.65、期末手当等:1.32)については変更ありません。

\* これまでの検討経過につきましては、「福利ISHIKAWA」95号、96号、「共済フォーラム」及び公立学校共済組合ホームページを参照ください。

